

(2) 公益財団法人とっとり県民活動活性化センター 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和7年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
5 人	20,857 千円	3,433 千円	7,775 千円	32,065 千円

（注） 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和8年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
347,609 円	404,818 円	51 歳

（注） 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		初 任 給	備 考
一般職	大学卒	228,800 円	県職員より6号給下位 行政職給料表1級23号級
	高校卒	－ 円	制度なし

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒		－ 円	－ 円	335,100 円	－ 円	
	高校卒		－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 (県の規定に 準ずる)	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.2625 月分 (1.2625)	0.9625 月分 (0.9625)
	12月期	1.2625 月分 (1.2625)	0.9625 月分 (0.9625)
	計	2.525 月分 (2.525)	1.925 月分 (1.925)
	(注) () 内の数値は、県からの再任用職員の支給割合です。		
職制上の段階、職務の 有 級等による加算措置			
〔令和7年度実績〕			
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額
	7,775,011 円	5 人	1,555,002 円
退職手当	〔支給率〕 退職金の支給は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。 〔令和7年度実績〕 支給実績なし		
時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)	〔令和7年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額
	348,580 円	3 人	116,193 円

内 容			
区分	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理又は監 督の地位にある職 員	一般職 66,500 円 [令和7年度実績] 1人当たりの平均支給月額 66,500 円	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族を有する 職員	ア 扶養親族(子及び配偶者を除く) ただし、行政職給料表8級、9級及び 同相当職は右のとおり。	6,500 円 8級: 3,500 円 9級: 支給しない
		イ 子	13,000 円
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日か ら満22歳に達する日以後の最初の3月31日 までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算
		[令和7年度実績] 1人当たりの平均支給月額 23,000 円	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額
		[令和7年度実績] 1人当たりの平均支給月額 27,000 円	

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア～オの金額の合計（上限150,000円）	
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700 円から 53,100 円の範囲内で支給	
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算	
		エ 駐車料金を負担している場合	駐車場の利用に係る料金を実費支給（1月当たり 5,000 円を上限とする。）	
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	
	〔令和7年度実績〕			
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		888,000 円	4 人	18,500 円

6 役員の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）			
区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	100,000 円	なし	月額報酬とは別に、特別の任務の報酬あり
常務理事	298,200 円	6月期 1.2625 月分 12月期 1.2625 月分	兼事務局長（県からの再雇用職員）
非常勤理事	20,000 円	なし	理事会等の出席1回当たりの金額
非常勤監事	20,000 円	なし	理事会等の出席及び監査1回当たりの金額

〔令和7年度実績〕		
①常勤役員		
支給総額	支給者数	1人当たり平均支給月額 (期末手当等を含む)
6,216,149 円	1 人	518,012 円
②非常勤役員		
支給総額	支給者数	1人当たり平均支給月額
1,640,000 円	10 人	13,667 円

7 嘱託職員・非常勤職員等の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	勤勉手当
非常勤職	197,000 円以上	6月期 1.1205 月分 12月期 1.1205 月分	6月期 0.8545 月分 12月期 0.8545 月分

〔令和7年度実績〕

1人当たりの平均支給月額 276,430 円

（注）常勤的な勤務形態の職員の報酬等の状況を記載しています。

8 給与制度の変更

（1）変更内容

区 分	変 更 内 容	変 更 理 由
給料表 (給料月額)	県の改正後の給料表に改正	県の制度に準じた改正

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
初任給月額	228,800円	217,100円	給料表の改正に伴う改正
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.2625月分 12月 期末 1.2625月分 勤勉 0.9625月分	6月 期末 1.250月分 12月 期末 1.275月分 勤勉 0.925月分 勤勉 1.000月分	県の制度に準じた改正
扶養手当	子 13,000円	子 11,500円 配偶者 3,000円	県の制度に準じた改正

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由				
通勤手当	支給額 以下のア～オの金額の合計（上限150,000円）	支給額 以下のア～ウ及びオの金額の合計（上限150,000円）にエの額を加算した金額	県の制度に準じた改正				
	ア 交通機関等利用者略	ア 交通機関等利用者略					
	イ 自動車等使用者略	イ 自動車等使用者略					
	ウ 特別急行列車等利用者略	ウ 特別急行列車等利用者略					
	エ 駐車料金を負担している場合 駐車場の利用に係る料金を実費支給（1月あたり5,000円を上限とする。）	エ 駐車料金を負担している場合 （駐車場代の加算） 通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車場として勤務地の敷地等を利用する場合に、当該利用に係る1月当たりの職員負担額が5,000円を超えることとなると理事長が認める勤務地に勤務する職員に支給 （1月あたり1,000円を上限とする。） 《指定勤務地》					
		<table><tr><th>勤務地</th><th>所在地</th></tr><tr><td>西部とっとり創生支援センター（とっとり県民活動活性化センター西部支部）</td><td>米子市糺町1丁目160 鳥取県西部総合事務所内</td></tr></table>		勤務地	所在地	西部とっとり創生支援センター（とっとり県民活動活性化センター西部支部）	米子市糺町1丁目160 鳥取県西部総合事務所内
	勤務地	所在地					
	西部とっとり創生支援センター（とっとり県民活動活性化センター西部支部）	米子市糺町1丁目160 鳥取県西部総合事務所内					
	（パークアンドライト） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給 （1月あたり3,000円を上限とする。）						
オ ノーマイカー運動に参加する場合略	オ ノーマイカー運動に参加する場合略						

(2) 適用日
令和7年4月1日（給料表、初任給月額）
令和8年4月1日（期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当）